

## 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度改革に対し、現行保育制度の維持と改善を求める意見書

国においては、本年6月29日に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定され、今後、詳細な検討を行い平成25年から新制度の施行を目指すとされている。

この「新システム」は、市町村の保育実施義務をなくし、保育所入所を保護者と保育所間の公的保育契約制度にするとともに、民間企業を含む多様な業種の参入を促進するために、「認可制度」を「指定制度」にするものであり、まさに、保育を産業化させようとするものである。

これにより、市町村の保育実施義務がなくなることから、保育所を探し、保育所と契約を結ぶのは保護者の自己責任となること、保護者は市町村に認定された保育上限量の範囲内で保育所を利用し、これを越えた保育所の利用は保護者の応益負担となること、市場原理の導入により保育所が福祉から利益追求の場になるおそれがあることなどから、保護者の負担は増大し、家庭の経済的理由から保育所を利用できなくなる子供たちが多数出ることも懸念される。

よって、国会及び政府におかれては、新システムの検討に当たって下記の事項に配慮するよう強く要望する。

### 記

- 1 国及び市町村の公的保育責任を大きく後退させる「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度ではなく、児童福祉法第2条及び第24条により国及び市町村の保育の実施が明確に義務づけられている公的保

育制度を堅持，拡充すること。

1 国の責任において緊急に認可保育所を整備し，待機児童の解消を図ること。

1 国の定める保育所の最低基準を改善すること。

以上，地方自治法第99 条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月20日

新潟市議会議長 志田常佳

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣       あて

財務大臣

厚生労働大臣